平成２２年（フ）第６６８９号
大阪府池田市石橋１丁目22番12号　104
破産者　山本　　周
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８５号
大阪府東大阪市吉田７丁目４番36―201号　Ｎ’ｓパレス
破産者　山本　恵志
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０６号
大阪市平野区加美北１丁目24番４号　平井マンション307
破産者　本間　久雄
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１号
堺市北区新金岡町４丁４番８―306号、前住所大阪府東大阪市中鴻池町２丁目７番５号
破産者　坂本　幸二
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
青森県八戸市大字堤町９番地１　レークハイツ202号
破産者　山内　俊一
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５４３号
横浜市瀬谷区三ツ境100番地６
破産者　田中　朝子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５号
長野県上田市住吉17番地５　サニーハイツＡ－１－Ｂ、開始決定時の住所長野県上田市中央北２丁目７番17号
破産者　野口　昌巳
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６７３号
鹿児島県鹿児島市犬迫町615番地
破産者　上入佐　勉
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２２０１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝10番地の１
破産者　吉仲　淑**緑**
1　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
2　一般調査期日　平成23年６月２日午後２時
平成23年４月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５９０号
兵庫県芦屋市東芦屋町２番13号
破産者　株式会社リトルパークスタジオ
1　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
2　一般調査期日　平成23年７月７日午後３時30分
平成23年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９１号
大阪府枚方市船橋本町１丁目830番地
破産者　鏡畑　　淳
1　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
2　一般調査期日　平成23年７月７日午後３時30分
平成23年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
沖縄県うるま市字江洲507番地　うるまシティプラザ２階
破産者　有限会社ビッグアクセス
1　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
2　一般調査期日　平成23年７月５日午前10時
平成23年４月12日　那覇地方裁判所沖縄支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県南宇和郡愛南町福浦637番地
破産者　倉本　三芳
1　期日　平成23年７月19日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月12日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２０４号
岩手県大船渡市日頃市町字上宿15番地２
破産者　株式会社新沼建設
1　期日　平成23年５月31日午前11時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月５日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２０５号
岩手県大船渡市日頃市町字川内142番地２
破産者　株式会社大船渡砕石所
1　期日　平成23年５月31日午前11時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月５日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５号
岩手県大船渡市日頃市町字上宿15番地２
破産者　新沼　正通
1　期日　平成23年５月31日午前11時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月５日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７０号
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第26地割124番地
破産者　前田　史彦
1　期日　平成23年６月７日午後２時15分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月12日　盛岡地方裁判所二戸支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２１６号
山口県防府市大字佐野794番地の２
破産者　矢川　良美
異議申述期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月11日
山口地方裁判所民事部破産係

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１８０６号
東京都練馬区石神井台７丁目３－１
破産者　長橋　　隆
審尋期日　平成23年７月11日午前10時
平成23年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第２５９号
東京都港区芝５丁目10番５号　入山ビル２階
再生債務者　株式会社ルール
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年４月６日
東京地方裁判所民事第20部